

こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定に関する意見書

今、国民の「こころ」は深刻な状況にある。平成10年から毎年3万人以上の人が自殺によって命をなくしている。精神科を受診する人は、平成17年には300万人以上、40人に1人の人々が受診し、今も増加傾向にある。精神疾患の症状による社会生活の困難さは外からは見えにくく、本人の生きづらさは理解されがたいところである。

秋田県においては、全国で自殺者が多い状況が継続しており、秋田市では精神障害者保健福祉手帳の所持者で見れば、平成16年度774人、平成19年度1,027人、平成23年度（平成24年1月末現在）1,488人と増加傾向にある。

平成23年7月6日、厚生労働省は「4大疾病」の「がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病」に、精神疾患を加えて「5大疾病」とする方針を決めた。がん152万人、糖尿病237万人に対し、精神疾患は323万人に上り、重点対策が不可欠と判断された。

厚生労働省の「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」を受けて設立された、医療福祉の専門家、学識経験者、当事者及び介護者（家族）による「こころの健康政策構想会議」では、このような我が国の状況を背景として、平成22年5月末に厚生労働大臣へ「こころの健康政策構想会議提言書」を提出した。その中で、精神医療改革、精神保健改革、家族支援を軸として、国民すべてを対象としたこころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めている。

よって、国においては、国民のこころの健康の保持及び増進を図るため、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を早急に制定するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月21日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	野田佳彦	様
総務大臣	川端達夫	様
厚生労働大臣	小宮山洋子	様
衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	平田健二	様